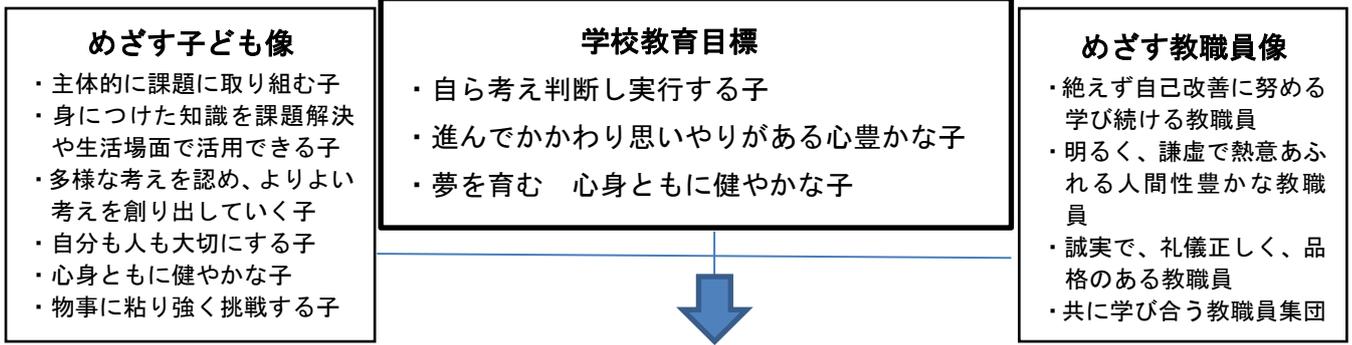


# 川崎市立長尾小学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画



**めざす学校の姿**  
**地域・保護者と協働しながら豊かな学びをつくる学校**

<b>中期経営目標</b>	<p>確かな学力を育成する教育活動の推進</p>	<p>自ら考え、判断する力を育成する教育活動の推進</p>	<p>豊かな心と健やかな体を育成する教育活動の</p>	<p>地域・保護者に開かれた学校づくりの推進</p>
	<p>学習の質を高める授業改善に取り組み、児童一人一人に確かな学力を身につけさせ</p>	<p>教育活動全体を通して、主体的に判断し、行動することができるよう指導、支援に努める</p>	<p>心身ともに調和のとれた児童を育成し、人としてよりよく生きる力を育てる</p>	<p>家庭や地域と目標を共有しながら、子どもたちのよりよい成長に向けて連携・協働を図る</p>
<b>短期経営目標・重点目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎的・基本的な知識技能の確実な習得</li> <li>○学習規律・学習習慣の定着</li> <li>○指導計画、評価計画に基づいた適正な教育課程の実施</li> <li>○学習状況の把握と指導改善の工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自ら進んで学習に取り組む態度の育成</li> <li>○体験学習や問題解決学習等の充実</li> <li>○児童が主体的に活躍できる活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○命、心の教育の充実</li> <li>○人権尊重教育の推進</li> <li>○キャリア在り方生き方教育の推進</li> <li>○いじめや暴力を許さない学校環境の構築</li> <li>○共生*共育プログラムの計画的な実施</li> <li>○健康・安全教育の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭・地域への積極的な学校運営の情報発信</li> <li>○学校・保護者・地域との連携による児童の安全・安心な環境の整備</li> <li>○地域との関わりを大切にされた教育活動の推進</li> <li>○長尾小学校コミュニティースクールの一層の推進</li> </ul>
	<b>具体的な取り組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単元や本時の学習のめあてに沿った「わかる・楽しい」授業を実践する</li> <li>・個別の学習状況に合わせた指導方法を工夫する</li> <li>・聞く、話すなどの学習ルールを徹底する</li> <li>・家庭学習等の学習習慣の定着を図る</li> <li>・各教科の年間指導計画に基づいた計画的な授業実践を行う</li> <li>・GIGAスクール構想の推進と効果的なGIGA端末の活用を図る</li> <li>・学習指導要領の理解を深め、研修等を通して指導力、授業力の向上を図る</li> <li>・児童一人一人の学習状況の分析と指導方法の工夫改善を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたち一人一人の好奇心や意欲をかき立て、学ぶ楽しさを感じさせられる授業作りを行う</li> <li>・体験学習や問題解決学習等を積極的に取り入れ、論理的な思考力、主体的な判断力、豊かな表現力を育成する</li> <li>・情報活用等を通して、物事を多面的、多角的に捉える力を育成する</li> <li>・特別活動や学校行事等あらゆる学校生活において、児童の意見を大切にしながら、子どもたちが主体的に生き生きと活動できる場面を設定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育や人権尊重教育を通して、豊かな心、命を大切にする心を育てる</li> <li>・児童の自己肯定感や未来への希望を高めるキャリア在り方生き方教育を意図的・計画的に実施する</li> <li>・定期的にアンケート調査等を行い、SOSの出し方受け止め方教育を大切に、児童に寄り添いいじめや暴力を許さない学校体制作りを努める</li> <li>・共生*共育プログラム・効果測定等を通して、児童の変容を的確につかみ指導につなげる</li> <li>・学校生活において運動に親しむ機会の充実を図る</li> <li>・安全教育、防災教育等の計画的な実施を図る</li> </ul>

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

#### ② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

## ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

## ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

## (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

## (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

### ② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができていない教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

### ③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

### ④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

### ⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たります。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

## 6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、教務主任、  
学年主任  
児童生徒指導・支援教育コーディネーター・教育相談担当  
養護教諭、スクールカウンセラー（巡回）  
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・道徳教育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成

1年	2年
3年	4年
5年	6年
みどり	保健室

- ・スクールカウンセラーとの連携

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会・計画委員会との連携
- ・PTA校外委員会との連携
- ・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・児童相談所との連携

## 7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針・重点目標の確認</li> <li>・構成員の確認・役割分担</li> <li>・年間指導計画確認</li> <li>・かわさき共生*共育プログラムの取組について</li> <li>・年度初め教育相談週間(全員個人面談)の実施</li> </ul> <p style="text-align: right;">※カウンセラーの巡回日に合わせた教育相談日の実施(毎月1~2回)</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回効果測定の実施</li> <li>・効果測定、教育相談(面談)を受けての今後の方針確認</li> <li>・各学年の状況報告と指導経過</li> <li>・教育相談(面談)を受けての対応</li> <li>・児童指導・支援全体会での研修及び共通理解</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第1回「楽しい学校生活のために」アンケートの実施、結果を受けての対応について</li> </ul> <p><b>【児童生徒指導点検強化月間】の取組</b> (児童理解に関する校内研修・いじめに関するアンケート実施・児童会による啓発活動)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・懇談会等を通しての情報共有</li> <li>・SOSの出し方受け止め方教育の授業実践</li> <li>・情報モラル教育(PC、スマホ、携帯電話など)の実施</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策に関する研修会</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回効果測定の実施、結果を受けての方針確認</li> <li>・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認</li> <li>・個人面談の実施、結果を受けての対応</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第2回「楽しい学校生活のために」アンケートの実施</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・アンケート結果を受けての対応について</li> </ul> <p style="text-align: right;">※人権週間の取組</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・個人面談の実施、結果を受けての対応</li> <li>・情報モラル教育(PC、スマホ、携帯電話など)の実施</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・第3回「楽しい学校生活のために」アンケートの実施</li> </ul>
2	<p><b>【学校体制振り返り月間】の取組</b> (児童指導・支援部会での年間反省・ケースによる対応の仕方の反省と引き継ぎ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・アンケート結果を受けての対応について</li> <li>・今年度の反省→学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認</li> <li>・来年度に向けての基本方針の見直し</li> </ul>

## ◎本校のいじめ防止に向けた取組

### 児童の自主的な企画・運営

- ・あいさつ運動の推進
- ・子ども主体の学校行事の運営
- ・いじめ防止ひとり一宣言

### 交流活動の活性化

- ・様々な異学年交流
- ・委員会活動（集会など）
- ・町内会、子ども会など地域行事での交流活動
- ・地域教育会議主催の子ども会議での他校との交流活動

### 啓発活動

- ・いのちの授業
- ・情報モラル教育
- ・人権尊重教育
- ・いじめ防止標語、ポスター等の掲示
- ・朝会でのいのちや人権に関わる講話

### 保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ

### 地域住民の取組

- ・地域での見守り活動